

令和8年5月15日(金)午後6時30分
美篤きらめき館1階 第1、第2会議室

第1回 美篤公民館運営審議会

進行(途中から副会長)

1 開 会

- ・公民館長あいさつ
- ・委嘱書交付
- ・自己紹介(地区名及び氏名を一言)

2 協議事項

(1) 令和8年度 正副会長の選出

会 長 南割区長 (前年度 下県区長)

副会長 育成会会長 (前年度 育成会代表)

- ・正副会長から一言ずつあいさつ

(2) 令和8年度美篤公民館の事業計画

- ・市民駅伝の「子どもの部」選手育成のため、ランニング教室又は小学校の運動会等で選手層を厚くしたい
- ・講座登録者の進捗状況

(3) 令和8年度美篤公民館の予算

- ・公民館事業費(負担金について)は変更なし
- ・伊那市より二十歳のつどい中学校単位へ変更のため、今年度から予算未計上

(4) 各種書類の提出(今年度より初めての審議委員のみ)

(5) その他

- ・公民館官報いな(市報)の読者モニターを1人/館から選定
- ・昨年度に引き続き中間教室で館内利用見込み(美篤小学校の卒業生を対象)
- ・情報発信(安心安全メール・有線放送・全戸配布)
- ・備品借用状況(アンプ、マレットゴルフ、ポッチャ、テント)

(6) 今後の主な日程

- ・場広山ハイキング 5月24日(日) 午前8時～
→対象者：育成会長、分館長会長、小学校長、スポ相会長、PTA会長、(南割区長)
- ・おいで塾スタッフ打ち合わせ会 7月15日(水) 午前9時～
→対象者：育成会長、社会教育委員
- ・美篤地区おいで塾(3日間) 7月27-29日 午前8時30～
→対象者：育成会長、社会教育委員、(小学校校長)
- ・防災スポーツフェスタ前日打ち合わせ 9月5日(土) 午後6時～
→対象者：スポ相会長、分館長会長、JA理事、社会教育委員
- ・美篤地区防災スポーツフェスタ 9月6日(日) 午前7時～
→対象者：スポ相会長、分館長会長、JA理事、社会教育委員、(小学校校長)
- ・市民駅伝結団式 10月7日(水) 午後7時～
→対象者：スポ相会長、南割区長
- ・市民駅伝 10月12日(月) 午前8時～
→対象者：スポ相会長、南割区長
- ・トリムバレーボール大会 2月14日(日) 午前7時～
→対象者：スポ相会長、南割区長、分館長会長
- ・第2回 美篤公民館運営審議会 R9 1月29日(金) 午後6時30～ 全員

3 閉会

◇ 委員からの声

- ・公民館講座及びイベントが豊富である反面、公民館職員の負担が心配される
- ・分館にはエアコンが無いことから市に要望をお願いしたい
- ・公民館の会議室などの利用案内を住民にお知らせしてみてもいいか
- ・講座の中身を工夫しながら活動していく方針に魅力的と感じた

美篤公民館運営審議会 会則

(名称)

第1条 この会は美篤公民館運営審議会と称する。

(組織)

第2条 この会は社会教育法第30条及び伊那市公民館条例第4条2項に則り伊那市教育委員会から委嘱された者により構成される。

(事務所)

第3条 この会の事務局は伊那市美篤公民館内に置く。

(目的)

第4条 社会教育法第29条2項に則り館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(委員の定数及び任期)

第5条 委員の定数は市条例により15名以内とし、任期は1年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

監事 1名 美篤公民館主事とする。

(役員を選任)

第7条 役員を選任は委員の互選とする。

(役員職務)

第8条 会長は会務を総理し、会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第9条 定例の会議は年度初めと年度末に行い、必要に応じ会長が招集するものとする。

(会則の改正)

第10条 会則の改正は委員出席者の過半数の賛成を得て行うものとする。

附則

この会則は平成26年2月3日から施行する。

○伊那市公民館条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 178 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 21 条及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項の規定により、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 公民館の名称及び位置は、[別表第 1](#)のとおりとする。

2 [前項](#)に定めるもののほか、各公民館に分館を設置することができる。

(職員)

第 3 条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(公民館運営審議会)

第 4 条 法第 29 条の規定により、各公民館に、公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から伊那市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

3 委員の定数は、15 人以内とする。

4 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

公民館運営審議会の仕組みと動き

社会教育法より抜粋

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により当該市町村の教育委員会が任命する。

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のあるものの中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は市町村の条例で定める。

伊那市公民館条例より抜粋

第4条 法第29条の規定により、各公民館に運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験者のあるものの中から教育委員会が委嘱する。

3 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和8年度美篤公民館事業計画

1 基本方針

美篤公民館は愛称“美篤きらめき館”として開館して今年で19年目を迎えます。

時代とともに変わる人々の意識や複雑な社会環境の中で私たちは世の中の変容に即応した知識や技術を習得することに迫られています。そこで美篤区民が暮らしに関わる共通の問題（生活課題）、地域全体で考えていかななくてはならない問題（地域課題）、区民が持っている自己実現に向けての学習要求（要求課題）を的確に把握することが必要であります。

これらの課題を具体的にとらえるには公民館利用者の声、学級・講座の参加者や学習活動を実践している住民の声を聞いて共に考え、共に企画し、実践していくことが大切なことと考えられます。

このことを踏まえ、美篤公民館は、地域に密着した生涯学習の場として、諸団体や関係機関と連携を取りながら区民との協働をおこない、教養・文化の向上、スポーツ振興、健康増進などの公民館事業をとおして、暮らしの質を高め安心して暮らせる中で、心豊かな人間性のある地域づくりの拠点を目指します。

一方でここ数年、世界的に流行した新型コロナは、地域の社会教育活動に大きな影響をもたらしています。令和5年5月には新型コロナの感染法での扱いが5類相当となりましたが、地

域名での活動が滞っていました。美篤地区内での社会教育活動が活発に行われるよう、美篤公民館から積極的に取り組んでいきます。

2 諸会議

- (1) 公民館運営審議会(年2回予定)
- (2) 分館長会(年7回)
- (3) 分館長・主事会議(年1～2回)
- (4) クラブ代表者会(年1回)
- (5) スポーツ相談員会(年5回)
- (6) 社会体育施設運営委員会

3 学級及び講座

- (1) 女性教室 (健康、家庭、人権などの社会問題について)
- (2) 家庭教育学級 (未就園児ご家庭向けの子育て広場や小学生対象読み聞かせ等)
- (3) 成人講座 (健康、生きがい、趣味などを生かした学習・講座)
- (4) 高齢者学級 (高齢者の社会参画、歌のつどい等)
- (5) 青少年学習 (親子青空教室・おいで塾・ランニング教室等、保育園児や小学生と地域とのつながりを作る事業)
- (6) ふれあいスポーツ教室 (スポーツ推進委員会、スポーツ相談員会との共催事業)
- (7) デジタル化促進の講座 (高齢者向けのスマホ教室、モバイル公民館との連携)

4 体育文化事業

- (1) 場広山ハイキング
- (2) 美篤地区親睦ゴルフ大会
- (3) 防災スポーツフェスタ
- (4) 市民駅伝参加
- (5) 地区文化祭
- (6) トリムバレーボール大会

5 分館活動

分館活動は活力ある地域づくりを推進するための基本であり、自主的な文化・体育活動を推進するために、密接な連携を保ちながらこれを支援していきます。

6 その他

- (1) 公民館だよりの発行。
- (2) 各種グループ・サークルの育成・再編と住民要望にそった学習団体の組織化。
- (3) 社会教育団体、地域事業所等と積極的に交流し、各種事業の交流を図ります。

令和8年度美篤公民館事業予定 (ver3)

事 業 名	開 催 日	概 要
早起きソフトボール	春～秋	美篤区民対象のソフトボール
春のふれあいスポーツ教室	5～6月 毎週土曜日	全4回予定
星空観察会	5 / 27 (水) 10 / 22 (木) 夜	美篤区民対象の星空観察会を全2回予定
場広山ハイキング	5 / 24 (日)	美篤区民対象のハイキング
おいで塾	7 / 27～29 (3日間)	美篤小学生を対象とした、体験学習 (※スポーツ推進委員よりニュースポーツ検討)
東部中学校二十歳のつどい	8 / 14 (金)	市内一斉に中学校単位へ変更予定
親睦ゴルフ大会	8 / 29 (土)	分館対抗のゴルフ大会
防災スポーツフェスタ	9 / 6 (日)	予期せぬ災害に備えた参加体験
市民駅伝	10 / 12 (月)	子供の部、地区の部、総合の部から出場予定
秋のふれあいスポーツ教室	9～10月 土日夜	全6回予定
地区文化祭	10 / 31 (土) 11 / 1 (日)	10月26日 (月) 準備 (分館長) 10月27日 (火)～30日 (金) 展示準備 (出品者) 31日 (土) 展示 1日 (日) 正午からステージ発表会
トリムバレーボール大会	令和9年 2 / 14 (日)	分館対抗の女性限定大会

令和8年度 美篤公民館運営審議会名簿

	役職	5/15
1	美篤小学校校長	出
2	社会教育委員	出
3	区長会	出
4	分館長会長	欠
5	J A 上伊那理事	出
6	美篤小学校 P T A 会長	出
7	美篤青少年育成会代表	出
8	スポーツ相談員会会長	出
事務局	美篤公民館長	出
事務局	美篤公民館主事	出